

議案第16号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例及び佐倉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例及び佐倉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例及び佐倉市中高層建築物の
建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

(佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成23年佐倉市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

(佐倉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部
改正)

第2条 佐倉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例
(平成14年佐倉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。